

東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の 発電用原子炉設置変更許可申請書に関する 審査の結果の案の取りまとめ —有毒ガス防護に係る規制を踏まえた変更—

令和4年4月27日
原子力規制委員会

1. 趣旨

本議題は、次のとおり付議し、及び諮るものである。

- ・ 発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の決定について付議
- ・ 原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の実施の決定について付議
- ・ 科学的・技術的意見の募集に関する原子力規制庁の方針を了承することについて諮る

2. 審査の結果の案の取りまとめ

原子力規制委員会は、令和3年12月16日に東北電力株式会社から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された女川原子力発電所の有毒ガス防護に係る規則等の改正を踏まえた発電用原子炉設置変更許可申請書を受理した。また、令和4年4月8日に東北電力株式会社から当委員会に対し補正の提出がなされた。

本申請について、審査会合等において審査を進めてきたところ、原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合しているものと認められることから、別紙1のとおり審査の結果の案を取りまとめる。

3. 原子力委員会への意見聴取

原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第3項の規定に基づき、同法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用について、別紙2のとおり原子力委員会の意見を聴く。

4. 経済産業大臣への意見聴取

原子炉等規制法第71条第1項の規定に基づき、別紙3のとおり経済産業大臣の意見を聴く。

5. 科学的・技術的意見の募集（第2案で委員会了承）

女川原子力発電所2号炉については、新規規制基準適合性に係る原子炉設置変更許可の際、その審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行った（令和元年11月28日から30日間）。今回の申請に係る審査書案を取りまとめるにあたっては、
（第1案）：添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行う。
（第2案）：添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行わない。

6. 今後の予定

原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の結果（上記5. の（第1案）の場合には、添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集の結果を含む。）を踏まえ、原子炉等規制法第43条の3の8第1項の規定に基づく本申請に対する許可処分可否について判断を行う。

（参考1）改正・制定された規則等

○規則等： 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第26条及び第34条

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈第26条、第34条及び第42条

実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準

有毒ガス防護に係る影響評価ガイド

○施行日： 平成29年5月1日
（平成29年4月5日原子力規制委員会決定）

○経過措置期間： 令和2年5月1日以降最初に当該発電用原子炉施設に係る原子炉等規制法第43条の3の16第1項の検査（定期事業者検査）を終了した日まで